

株式会社ケイアイ 約 款

第 1 章 総 則

第 1 条(約款の適用)

- 1 当社はこの約款及び細則(以下、両者を「約款」という)の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合は、その特約が約款に優先するものとします。

第 2 章 予 約

第 2 条(予約の申込)

- 1 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款と別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、予め車種、用途、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(「以下」借受条件という)明示して予約の申込を行うことができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申込があったときは原則として当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き別に定める予約申込金を支払うものとします。

第 3 条(予約の変更)

- 1 借受人は、前条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 4 条(予約の取消等)

- 1 借受人は、別に定める方法により、予約を取消すこと(以下「取消」という)ができます。
- 2 借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約

(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、予約が取消されたものとします。

3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還する。

5 事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

<予約取消手数料>

乗車前の8日前 無料

7～6日前 10%

5～3日前 20%

3～1日前 30%

当日 50%

第3章 貸 渡

第5条(貸渡料金)

1 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額を料金表に明示します。

1 基本料金 2 付属品 3 免責補償料 4 ワンウェイ料金 5 燃料代 6 配車引取料

2 基本料金は、レンタルカーの貸渡時において、北海道運輸局長に届け出て実施している料金によるものとします。

3 貸渡料金を、第2条による予約をした後で改定したときは、前項にかかわらず、予約時に適用した料金表によるものとします。

第 6 条(貸渡契約の締結)

- 1 借受人は借受条件を、当社はこの約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。この場合、借受人は当社が別に定める貸渡料金を支払うものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合、借受人若しくは運転者が第 8 条第 1 項又は第 2 項のいずれかに該当する場合、又は借受人が第 3 項その他貸渡契約に関して必要な借受人の情報の提供、利用を同意しない場合を除きます。
- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第 5 条第 1 項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 3 当社は、レンタルカーに関する基本通達(自旅第 138 号 平成 7 年 6 月 13 日)2(6)及び(7)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第 13 条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許証の番号を記載し運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下運転者といいます)の運転免許証を提示させその写しの提出を求めます。この場合借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示しその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させその写しを提出させるものとします。
- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあり、借受人及び運転者はこれに従います。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従います。
- 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードによる支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第 7 条(借受条件の変更)

- 1 借受人は、貸渡契約の締結後、第 6 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 8 条(貸渡条件)

1 借受人又は運転者が次の各号の一に該当するときは、貸渡契約を締結できないものとします。

- (1) レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき
- (2) 酒気を帯びているとき
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず 6 才未満の幼児を同乗させるとき
- (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき
- (6) 他のレンタカー事業所の貸渡において、第 22 条に該当する行為があったとき
- (7) その他、本約款に違反する行為があったとき

2 前項にかかわらず、次の場合には、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。この場合、当社は、受領済の予約申込金を返還するものとします。

- (1) 貸渡し出来るレンタカーがないとき
- (2) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき
- (3) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき
- (4) 過去の貸渡しにおいて、第 16 条各号に掲げる行為があったとき
- (5) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます)において、第 17 条第 6 項又は第 22 条第 1 項に掲げる行為があったとき
- (6) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき
- (7) 別に明示する条件を満たしていないとき

3 前 2 項の場合は、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、第 4 条第 3 項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、借受人から予

約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第9条(代替レンタカー)

1 当社は、事故・盗難その他当社の責に帰さない事由により、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡を申し入れることができるものとします。

2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。 但し、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡の申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。この場合、当社は、受領済の予約申込金を返還するものとします。

4 前項の場合において、貸渡すことができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消しに準じて取り扱い、当社は、受領済の予約申込金を返還するものとします。

5 第3項の場合において、第1項の貸渡すことができない原因が、事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しに準じて取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第10条(免 責)

1 当社は、天災その他の不可抗力により、レンタカーの貸渡及び代替レンタカーの提供ができないときは、借受人に生じた損害について責を負わないものとします この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

2 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第9条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第 11 条(貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー(付属品を含む 以下同じ)を引渡したときに成立するものとします この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 前項の引渡は、第 2 条第 1 項の借受開始日時及び借受場所でおこなうものとします。

第 12 条(貸渡車両の確認)

1 当社は、道路運送車両法第 48 条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸渡ものとします。

2 当社は、レンタカーの貸渡しにあたり、道路運送車両法第 47 条の 2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3 借受人または運転手は、前 2 項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことを確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第 13 条(貸渡証の交付・携帯等)

1 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局陸運支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3 借受人又は運転者は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使 用

第14条(借受人の管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第15条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、借受けたレンタカーについて、使用する前に道路運送者両方第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中次の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- (2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は、第6条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること
- (3)レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること
- (4)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽止若しくは変止し、又はレンタカーを改止若しくは改裝する等その原状を変更すること
- (5)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の索引若しくは後押しに使用すること
- (6)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること
- (7)当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること
- (8)レンタカーを日本国外に持ち出すこと
- (9)前各号の他、貸渡契約に違反する行為を行うこと

第 17 条(違法駐車の場合の措置等)

1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。

2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 前項の場合、当社は、借受人又は運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書により確認するものとします。確認できない場合には、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」という)に自ら署名するよう求めることができ、借受人又は運転者は、これに従うものとします。

4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書及び貸渡証等の資料を提出することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5 借受人又は運転者が所定の期間内に駐車違反に係る反則金又は諸費用を納付せず、当社が当該駐車違反に係る放置違反金又は諸費用(借受人又は運転者の探索やレンタカーの引き取りに要した費用を含むが、これに限られない)を負担したときは、借受人は当社に対し当社が負担した一切の費用を賠償するものとします。なお、借受人又は運転者が放置違反金相当額を当社に支払った場合において、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は受取った放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに前項の請求額を支払わないときは、当社は社団法人全国レンタカー協会に対し、放置違反関係費用未払報告をする等の措置をとるものとします。

第 5 章 返 還

第 18 条 (返還)

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。 この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 19 条 (返還時のレンタカーの確認等)

- 1 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを通常の使用する磨耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないこと確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。
- 3 借受人は未清算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにはその精算を完了しなければならないものとします。
- 4 前項の他、レンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充(満タンでない)の場合には、借受人は、料金表に従い算出した燃料代を支払うものとします。

第 20 条 (レンタカーの返還時期等)

- 1 借受人は、天災その他不可抗力以外の事由によって借受期間を延長した時は、当社で定める違約金を支払うものとします。
- 2 借受人は、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の金額に加え超過料金の倍額の違約金を支払うものとします。

第 21 条 (レンタカーの返還場所等)

1 借受人又は運転者は、所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用の倍額の違約金を支払うものとします。

第 22 条(不返還となった場合の処置)

1 当社は、借受人が、借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きをとる他、社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。

2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、必要な措置をとるものとします。

3 第 1 項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第 28 条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第 6 章 故障・事故・盗難時の措置

第 23 条(故障時の措置)

1 借受人は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 24 条(事故)

1 借受人は、使用中にレンタカーにかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1)直ちに、事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと

(2)前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又

は当社の指定する工場で行うこと

(2)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること

(3)事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第 25 条(盗 難)

借受人は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1)直ちに最寄りの警察に通報すること

(2)直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと

(3)盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること

第 26 条(使用不能による貸渡契約の終了)

1 使用中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 9 条第 2 項を準用するものとします。

4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6 借受人及び運転者は、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第27条(当社による賠償)

当社は、貸渡期間中、借受人に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合を除きます。

第28条(借受人による賠償及び営業補償)

1 借受人は、使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

2 前項の損害のうち、事故又は盗難により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

第29条(保 険)

借受人が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当する時はこの保険金は給付されません。

(1)対人補償 1名限度額 無制限(自賠責保険を含む)

(2)対物補償 1事故度額 無制限(自賠責保険を含む)：免責額5万円から

(3)車輛補償 1事故度額 時価額：免責額5万円から

(4)人身傷害 1名につき 無制限

2 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3 損害保険又は補償制度の免責分については、借受人の負担とします。

4 警察および当社営業店に届出のない事故、貸渡後に第8条第1項各号若しくは同第2項各号のいずれかに該当して発生した事故、又は第16条各号のいずれかに該当して発生した事故による損害、その他借受人がこの約款に違反した場合については、借受人は損害保険及び当社の補償制度による損害補填が受けられないことがあります。

5 前3項の他、損害保険の保険約款の免責事項(保険金を支払わない場合)に該当する場合、第1項に定める保険・補償は適用されないものとし、これらの損害については、借受人がすべて負担します。

6 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

7 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第8章 解 除

第30条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が借受期間中にこの約款に違反したとき、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知・催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は借受人に受領済の貸渡料金を返還しないものとします。

第31条(同意解除)

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対する貸渡料金を差し引いた残金を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

<解約手数料>=(約定借受期間に対応する基本料金)-(貸渡から返還までの期間に対応する

基本料金)x50%

第 9 章 雑 則

第 32 条(個人情報の利用と同意)

借受人は、当社が下記の目的で借受人又は運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。

- (1)借受人又は運転者は、第 17 条 6 項又は第 22 条第 1 項のいずれかに該当することとなった場合は、当該事実及び借受人又は運転者の氏名、住所等を含む情報が社団法人全国レンタカー協会に 7 年を超えない期間登録されること、並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者利用されること
- (2)自動車、保険、携帯電話、その他当社において取り扱う商品・サービス等あるいは、各種キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内すること
- (3)商品開発等あるいはお客様満足度向上策等検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施すること

第 33 条(相 殺)

当社は、この約款に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 34 条(消費税)

借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第 35 条(遅延損害金)

借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 36 条(細 則)

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとします。

2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の Web サイト及び料金表にこれを記載するものとします これを変更した場合も同様となります。

第 37 条(管轄裁判所)

この約管に基づき紛争が発生したときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本約款は、平成 21 年 3 月 1 日から施行します

改定 令和 7 年 3 月 1 日